



## 病院図書館と著作権

NTT 東日本関東病院図書館  
長谷川湧子

### I. はじめに

病院図書館では、医学、医療における診療、研究を目的とし、医学情報・知識の共有として資料の収集とともに複写の利用が行われている。最新の医療技術、知見は文献により広く伝播し、医学情報に基づく EBM、インフォームド・コンセントによる患者さんへの医療情報提供も拡がりを見せている。病院における図書館は、医学資料の収集、利用とともに、複製ということと大きなかわりを持つ。

医療の現場である病院、診療所等は、医療法及び関連法令により設置され、管理体制が規定される。病院の施設である病院図書館として、法令を考える時に、病院の基盤である医療法を除外して法的根拠を語ることはできない。一方で著作権者の権利を擁護する著作権法が存在し、図書館との関連性を問われる。ここでは医療法と著作権法、その中で病院図書館は、どのような法的位置づけとなるのかを述べたい。各法令については、平成 14 年版健康政策六法及び、六法全書（有斐閣）から引用した。

なお、以下に記載する内容については、湯坐法律事務所の湯坐博士弁護士に照会し、法律上の解釈の正当性について確認済みである。

### II. 医療法、関連法令と病院図書館

#### 1. 医療法

医療施設についての法的規制は明治 7 年に始まり、その後、各府県規則を経て、昭和 17 年、国民医療法が制定された。昭和 23 年に現行法の元となる医療法が新たに制定され、同時に医師法等各法律に分かれた。以後、医療法は大きな改正が 4 回行われ、現行法に至っている。

医療法の目的は第 1 条に次のように掲げられている。「この法律は、病院、診療所及び助産所の開設及び管理に関し必要な事項並びにこれらの施設の整備を推進するために必要な事項を定めること等により、医療を提供する体制の確保を図り、もって国民の健康の保持に寄与することを目的とする。」第 7 条「開設許可」で設置、第 10 条及びそれに続く各条で管理の規定があり、病院等の設置、管理体制はこの法律に拠らなければならないことが罰則とともに規定されている。医療法を実施する上での政令である医療法施行令、厚生労働省令である医療法施行規則、厚生労働省事務次官、健康政策局長他による通知で発令する細則等、医療法に関連する法令が、日本における全ての病院の法的基盤である。

#### 2. 医療法、関連法令の中の図書館

医療法、関連法令の中では図書館がどのように表記されているかを見てみよう。

##### 1) 「医療法第 22 条」地域医療支援病院と特定機能病院の法定施設としての図書館

平成 9 年の第 3 次医療法改正において、総合病院の規定が廃止され、新たに地域医療支援病院が制度化された。地域医療支援病院は、地域の診療所等を含む医療機関、医療従事者の支援病院とし

HASEGAWA Yoko

NTT 東日本関東病院図書館

〒141-8625 東京都品川区東五反田 5-9-22

tel: 03-3448-6688 fax: 03-3448-6687

e-mail: hasegawa@kmc.mhc.east.ntt.co.jp

(受理日: 2003. 2. 5)

て、診療、研究、研修の体制が整備されていることが必要条件となっている。

特定機能病院は高度な医療の提供、医療技術の開発、評価、研修にかかわる病院として、平成4年の第2次医療法改正において制度化された。地域医療支援病院、特定機能病院の施設内容、医療業務内容等については、医療法第4条、各条項で規定されている。

医療法第22条には地域医療支援病院の法定施設が記載され、八項に図書室が挙げられている。

**医療法**

〔地域医療支援病院の法定施設等〕

第二二条 地域医療支援病院は、前条第一項（第九号を除く。）に定めるもののほか、厚生労働省令の定めるところにより、次に掲げる施設を有し、かつ、記録を備えておかなければならない。

- 一 集中治療室
- 二 診療に関する諸記録
- 三 病院の管理及び運営に関する諸記録
- 四 化学、細菌及び病理の検査施設
- 五 病理解剖室
- 六 研究室
- 七 講義室
- 八 図書室
- 九 その他厚生労働省令で定める施設

地域医療支援病院は平成14年11月末現在、藤沢市民病院、埼玉県立小児医療センター、県西部浜松医療センター、静岡県立こども病院、浦添総合病院等39病院が認定されている。

医療法第22条2「特定機能病院の法定人員及び施設の基準等」においても法定施設として図書室が挙げられている。特定機能病院は同11月末現在、81病院となっており、大学付属病院が大部分を占めるが、国立がんセンター、国立循環器病センターの2病院が認められている。これらの病院に設置されている図書館は医療法による法定施設である。

2) 「臨床研修病院の指定基準等について」の中の図書館

臨床研修指定病院は現在、約500病院となっており、病院図書室研究会の多くの会員病院もこの指定を受けている。指定の基準は「臨床研修病院の指定基準等について」という厚生省健康政策局長通知に基づき、合致したものが厚生労働大臣から指定を受ける。したがって、通知であるが法令の施行細則とみなされる。臨床研修病院の指定基準については昭和49年に定められて以来、数度改正されたが、図書室に関連する条項の内容については、現在に至るまでほぼ同一である。この通知には下記のように記載されている。

**臨床研修病院の指定基準等について**  
〔別添1〕

**臨床研修病院の指定基準**

臨床研修を行う病院のうち、一般病院については以下に掲げる内容を備えた総合的な病院であることが原則とされること。ただし、病院群による指定については、「病院群による臨床研修病院の指定基準」による。

第一 施設及び人員等に関する基準  
(1～8略)

- 9 研究、研修に必要な施設、図書、雑誌の整理及び病歴管理等が十分に行われていること、かつ、研究、研修活動が活発に行われていること

〔別添3〕

**臨床研修病院の指定基準及び病院群による臨床研修病院の指定基準の運用**

第一 総合的な病院の定義

基準における「総合的な病院」は、病院全体として研修の場にふさわしい病院の機能と研修の機会を有していること。

第二 施設、人員等に関する基準の運用  
(1～3略)

4 設備

- (1) 基準において「研究、研修に必要な図書、雑誌の整備が行われていること」としているが、その内容は、内外の専門図書及び雑誌を有し、かつ、年間少なくとも二〇〇万円以上の図書を購入していること。又、十分な図書、雑誌の活用を図るためには専任の職員を置くことが望ましい。

この通知の〔別添1〕第一、9項において「研究、研修に必要な図書、雑誌の整備が行われていること」とされており、〔別添3〕第二の「施設、人員等に関する基準の運用」には内容の説明が附加されている。この設備の内容はあきらかに図書館を指している。

医師臨床研修制度については第4次の医療法、医師法改正で改革が行われ、医師・歯科医師の臨床研修の必修化が義務付けられた。それに伴い、平成16年4月から実施予定の新しい臨床研修病院の指定基準案が、厚生労働省内で策定されているが、この案の中にも「臨床研修に必要な施設、図書、雑誌の整備及び病歴管理等が十分に行われていること」と挙げられている。

(<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2002/06/s0627-3d.html>)

### 3) その他

厚生事務次官通知の「医療施設等施設整備費の国庫補助について」は該当する病院施設などの拡充整備のため、国庫による補助を実施することとし、昭和54年に発令されたものである。交付要綱の表には、教育病院、地域医療研修施設、研修医のための研修施設として、コピーサービス室、図書閲覧室、視聴覚室、書庫等が対象施設とされている。その他の医療法ならびに関連法令においても図書室という施設名が見られる。

## III. 著作権法と病院図書館

### 1. 著作権法の中の図書館

病院において頻繁に利用される文献は医療分野の学術文献であり、新しい知識・技術、研究成果等を共有し更なる進展をめざすために利用される。資料の複写、引用等とかかわりをもつ病院図書館では、著作物の保護という点から著作権法の存在は十分認識しておく必要がある。

昭和45年の著作権法の改定において、初めて図書館で複製が認められる規定が明示されることとなった。著作権法の中で規定されている図書館は公共図書館、大学等図書館、研究所図書館等、法令の規定により設置された各種の図書館を含

む。図書館等における複製について、法令の31条は下記となっている。

#### 著作権法

(図書館等における複製)

第三十一条 図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この条において「図書館等」という。）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（以下この条において「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製することができる。

- 一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあっては、その全部）の複製物を一人につき一部提供する場合
- 二 図書館資料の保存のため必要がある場合
- 三 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料の複製物を提供する場合

病院図書館では、営利を目的とはしない事業として、医学文献を複写し、利用している。また一項に記載されているとおり、医療への貢献、実践のための調査研究を主目的とし、医療従事者個人の利用を対象としている。

### 2. 著作権法施行令の中の図書館

著作権法第31条の中の「図書館その他の施設で政令で定めるもの」については、著作権法施行令においてさらに詳細に規定されている。

著作権法施行令第1章の二（図書館資料の複製が認められる図書館等）第1条の三①、五項には、「学術の研究を目的とする研究所、試験所その他の施設で法令の規定によって設置されたものうち、その保存する図書、記録その他の資料を一般公衆の利用に供する業務を行うもの」との記載がある。病院は医療の実践現場であると同時に、医学の研究も目的のひとつである。医療法という法令の規定により病院が設置されている。医療を通

著作権法施行令

第一章の二 著作物等の複製等が認められる施設等

(図書館資料の複製が認められる図書館等)

第一条の三① 法第三十一条(法第八十六条第一項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。)の政令で定める図書館その他の施設は、国立国会図書館及び次に掲げる施設で図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第四条第一項の司書又はこれに相当する職員として文部省令で定める職員が置かれているものとする。

一 図書館法第二条第一項の図書館

二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条の大学又は高等専門学校(次号において「大学等」という。)に設置された図書館及びこれに類する施設

三 大学等における教育に類する教育を行う教育機関で当該教育を行うにつき学校教育法以外の法律に特別の規定があるものに設置された図書館

四 図書、記録その他著作物の原作品又は複製物を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に供する業務を主として行う施設で法令の規定によって設置されたもの

五 学術の研究を目的とする研究所、試験所その他の施設で法令の規定によって設置されたもののうち、その保存する図書、記録その他の資料を一般公衆の利用に供する業務を行うもの

六 前各号に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人その他の営利を目的としない法人(次条から第三条までにおいて「公益法人」という。)が設置する施設で前二号に掲げる施設と同種のもののうち、文化庁長官が指定するもの

して一般公衆の利用に供している。したがって病院図書館はこの五項に該当する。この前提の「司書またはこれに相当する職員が置かれているもの」となっているが、要するに司書がおかれてい

る病院図書館は著作権法を適用され、資料の複製が認められる図書館と言える。

IV. 医療法と著作権法と病院図書館

医療法も著作権法も共に法律であり、法律というのはすべて国会の承認を経て成立する。異なる分野の法令で抵触する時は、成立した年次の後法が優位として、その規定が適用される。医療法で地域医療支援病院、特定機能病院の図書館が法定施設として規定されたのはそれぞれ平成9年、平成4年である。臨床研修病院の指定基準は昭和49年に法令により規定されたのが基となり、昭和59年、平成5年と大きな改正が行われ、現在に至っている。著作権法は先にも述べたが昭和45年に規定された。したがって地域医療支援病院、特定機能病院、臨床研修病院の図書館は著作権法第31条に規定されている図書館と同等であるとし、著作権法が適用されることとなる。

さらに、医療法という法令により設置されている病院、その中にある図書館は、著作権法第31条、及びその施行令に基づき、司書が勤務している図書館であれば、同じく著作権法が適用されるとみなされる。

V. おわりに

病院図書室研究会では、著作権について、今後の活動を検討して行きたい。まずは、病院図書館員の皆さんが関連する法律をよく理解し、原典である法令を確認しながら、現状を認識していただきたい。著作権問題では、病院にとって重要な医療法を視野に入れない解釈が多々見られる。病院図書館員としての立場を法的なスタンスを踏まえ、自ら明確にし主張して行かなければならないのではないかと。

(本稿は、病院図書室研究会2002年度第2回研修会の講演に加筆したものである)